

# 兵庫県公報

平成19年7月12日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

## 目次

### 選挙管理委員会告示

○参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の選挙長及び同職務代理者の選任	ページ 1
○参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及び同職務代理者の選任	2
○参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の選挙長の職務を行う場所	2
○参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長の職務を行う場所	2
○参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の選挙会の日時及び場所	2
○参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の日時及び場所	2
○参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の政見放送及び経歴放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所	3
○名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	3
○選挙公報（比例代表）掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	3
○参議院兵庫県選挙区選出議員選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額	3
○地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	3
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	4
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	5
○平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	5
○平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	6

### 参議院兵庫県選挙区選出議員選挙選挙長告示

○選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	7
-----------------------	---

### 参議院比例代表選出議員選挙兵庫県選挙分会長告示

○選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	7
-----------------------	---

## 選挙管理委員会告示

### 兵庫県選挙管理委員会告示第42号

平成19年7月29日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成19年7月12日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏木 保

- 1 選挙長  
兵庫県明石市大明石町1丁目7番27-1202号  
柏木 保
- 2 選挙長の職務を代理すべき者  
神戸市西区井吹台東町3丁目25番地の3  
栃尾 隆



**兵庫県選挙管理委員会告示第43号**

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、兵庫県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成19年7月12日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏木 保

- 1 選挙分会長  
兵庫県明石市大明石町1丁目7番27-1202号  
柏木 保
- 2 選挙分会長の職務を代理すべき者  
神戸市西区井吹台東町3丁目25番地の3  
栃尾 隆

**兵庫県選挙管理委員会告示第44号**

平成19年7月29日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成19年7月12日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏木 保

- 1 平成19年7月12日 兵庫県庁第2号館11階 A会議室
- 2 平成19年7月13日以降 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

**兵庫県選挙管理委員会告示第45号**

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成19年7月12日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏木 保

- 1 平成19年7月12日 兵庫県庁第2号館11階 A会議室
- 2 平成19年7月13日以降 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

**兵庫県選挙管理委員会告示第46号**

平成19年7月29日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成19年7月12日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏木 保

- 1 日 時 平成19年7月31日午後1時45分
- 2 場 所 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

**兵庫県選挙管理委員会告示第47号**

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、選挙分会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成19年7月12日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏木 保

- 1 日 時 平成19年7月31日午後2時30分

## 2 場 所 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

## 兵庫県選挙管理委員会告示第48号

平成19年7月29日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、候補者の政見放送及び経歴放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成19年7月12日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏 木 保

1 日 時 平成19年7月12日 午後6時

2 場 所 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

## 兵庫県選挙管理委員会告示第49号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成19年7月12日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏 木 保

1 日 時 平成19年7月12日 午後7時

2 場 所 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

## 兵庫県選挙管理委員会告示第50号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙の選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成19年7月12日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏 木 保

1 日 時 平成19年7月14日 午後6時

2 場 所 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

## 兵庫県選挙管理委員会告示第51号

平成19年7月29日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は59,250,000円である。

平成19年7月12日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏 木 保

## 兵庫県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成19年7月12日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏 木 保

選挙権を有する者の総数の50分の1の数

91,057

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
825,471

兵庫県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合においては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成19年7月12日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 柏木 保

(選挙区名)	(選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数)
神戸市東灘区	55,301
神戸市灘区	34,684
神戸市中央区	31,864
神戸市兵庫区	30,492
神戸市北区	61,167
神戸市長田区	28,105
神戸市須磨区	46,250
神戸市垂水区	61,335
神戸市西区	64,846
姫路市	133,736
尼崎市	127,422
明石市	78,657
西宮市	125,449
洲本市	13,914
芦屋市	25,787
伊丹市	52,208
相生市	9,081
豊岡市	24,645
加古川市	71,152
龍野市	10,942
赤穂市及び赤穂郡	18,932
西脇市	10,000
宝塚市	60,840
三木市	22,859
高砂市	25,708
川西市及び川辺郡	52,046
小野市	13,220
三田市	28,950
加西市	13,282
篠山市	12,505
養父市	7,857
丹波市	19,278
南あわじ市	14,620
朝来市	9,559
淡路市	14,024
宍粟市	12,059

加 東 市	10,704
多 可 郡	8,726
加 古 郡	17,854
飾 磨 郡	7,563
神 崎 郡	12,749
揖 保 郡	20,129
佐 用 郡	5,850
美 方 郡	10,869

**兵庫県選挙管理委員会告示第 54 号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条において準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び不在者投票のできる施設として既に指定した施設に関し、名称の変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年 7月12日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏 木 保

1 病院及び介護老人保健施設の表西宮市の項中、

布谷整形外科病院	同 市東鳴尾町 1丁目 7-26
----------	------------------

を

医療法人社団 佳鳴会 布谷整形外科病院	同 市東鳴尾町 1丁目 7-26
---------------------	------------------

に改める。

2 老人ホームの表香美町の項中、

社会福祉法人 みかたこぶしの里 特別養護老人ホーム 村岡美方こぶし園	同 町小代区神水638
------------------------------------	-------------

を

社会福祉法人 みかたこぶしの里 特別養護老人ホーム 村岡美方こぶし園	同 町小代区神水638
特別養護老人ホーム むらおかこぶし園	同 町村岡区村岡字嶋2205

に改める。

**兵庫県選挙管理委員会告示第 55 号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設に関し、指定及び既に指定した施設の指定を取消した旨の報告があったので、平成 7 年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年7月12日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 柏木 保

表三田市の項中、

三田市	三田市民会館	三田市三輪2丁目1-1
	三田市立高平ふるさと交流センター	三田市布木字和田池298

を

三田市	三田市立高平ふるさと交流センター	三田市布木字和田池298
-----	------------------	--------------

に改め、表小野市の項中、

	コミュニティセンター下東条	小野市福住町247-5
	小野市商工業振興センター	小野市王子町800-1

を

	コミュニティセンター下東条	小野市福住町247-5
--	---------------	-------------

に改め、表南あわじ市の項中、

	南あわじ市三原健康広場	南あわじ市市青木198-5
--	-------------	---------------

を

	南あわじ市三原健康広場	南あわじ市市青木198-5
	サンライズ淡路	南あわじ市広田広田1466

に改める。

## 兵庫県選挙管理委員会告示第56号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設に関し、既に指定した施設の指定を取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年7月12日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 柏木 保

表小野市の項中、

	コミュニティセンター下東条	小野市福住町247-5
	小野市商工業振興センター	小野市王子町800-1

を

コミュニティセンター下東条

小野市福住町247-5

に改める。

**参議院兵庫県選挙区選出議員選挙選挙長告示****参議院兵庫県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号**

平成19年7月29日執行の参議院兵庫県選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成19年7月12日

参議院兵庫県選挙区選出議員選挙

選挙長 柏木 保

**1 日 時**

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（候補者から届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成19年7月26日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（候補者から届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成19年7月26日 午後6時10分

**2 場 所**

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

**参議院比例代表選出議員選挙兵庫県選挙分会長告示****参議院比例代表選出議員選挙兵庫県選挙分会長告示第1号**

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成19年7月12日

参議院比例代表選出議員選挙

兵庫県選挙分会長 柏木 保

- 1 日 時 平成19年7月26日 午後6時20分

- 2 場 所 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室